

9月定例会

■第8回・第9回臨時会……P2

■第10回（9月）定例会……P4

■花の温泉館・・・その後……P10

■一般質問・緊急質問………P12

■「議会だより」特別賞受賞…P16

第3号 平成30年12月発行

議会だより

産山



阿蘇の初冬風景

平成30年度第8回（8月）臨時会

議案第68号

平成30年度産山村一般会計歳入歳出補正予算(第4号)について

村消防第4分団 第31回熊本県消防操法大会出場

7月29日、南小国町で開催された第29回阿蘇郡消防操法大会（小型ポンプ操法の部 注）において、村消防団を代表して出場された第4分団が、見事優勝の栄に輝き、阿蘇郡代表として9月2日開催の第31回熊本県消防操法大会に出場しました。

県大会出場に伴う練習期間延長による環境整備経費（夜間練習用投光器借り上げ料等）の補正（追加）予算計上のため、第8回臨時会が開催され、全会一致で可決、議会からも「県大会でも活躍、健闘を」と期待する声があがりました。

県大会では、惜しくも入賞は逃したものの、阿蘇郡代表の名に相応しい操法技術を遺憾なく発揮されました。

出場されました選手、それを支えた分団員、村消防関係者、地域住民の皆様、本当にお疲れさまでした。

（注）小型ポンプ操法とは、消防用小型ポンプにホースを連結し、標的をたおす時間、規律等を競う競技のことです）



平成30年度第9回（8月）臨時会

報告第6号

「株式会社うぶやま」の経営状況報告(平成29年度決算)について

報告第7号

「株式会社うぶやま」の経営状況報告(平成30年度第1四半期)について

株式会社うぶやまの決算報告される

8月31日に議会全員協議会及び第9回臨時会が開催され、株式会社うぶやまから村へ報告された平成29年度決算（報告第6号）と、平成30年度第1四半期の経営状況（報告第7号）の内容について、議会へ報告された。

この議会への報告は、地方自治法で定められている報告と、村条例でも定められている報告及び、その報告に対して「村としての株式会社うぶやまへの評価及び助言、指導の報告」を併せてすることとなっている。

しかし、議会に報告されたのは、株式会社うぶやまの各部門の売上高等の数字のみの報告であった。

そのため議会は、株式会社うぶやまからの決算報告に対する「村の評価、指導」についての報告を

求めたが、担当の企画振興課長からは「売上並びに営業利益ともに改善しており、目標に向かって着実に進行している。村の方としても見守っていくところである」との答弁であった。

この答弁に議会は、「重要なことは、村からの指定管理料と平成29年度末に運営資金の補填としての経営改革支援補助金（合わせて33,090,000円）を受けていること、それで売上、営業利益改善と言えるのか、これらの補助金を受けていない決算収支ではどうなっていたか」、また、「村としての株式会社うぶやまへの評価及び助言、指導の報告」については『村条例を熟読、熟知しているのか、条例に規定されている「評価及び助言、指導」の意味

は、各営業部門活動の過程と結果を指数（企業イメージや顧客による製品の評価、採算性評価に用いる総資本利益率や市場地位を表すマーケティングシェアなど）で評価をし、それに基づいて助言、指導を行い、その内容を村の報告書として議会に報告することになってい『と指摘、そして「そもそも平成28年度熊本地震時の営業実績、翌年度の復興対策補助時の実績と比較すること自体が間違っているのではないのか。平成27年度の営業実績と対比すべき」との意見も出された。

このことに対し執行部は、「次の議会にて村としての評価及び助言、指導の報告書を提出、説明させていただく」との答弁であった。議会が言いたいこと、求めているものは、経営破綻危機の株式会社うぶやまについて、最大出資者である村としての今後の対応、方針を聞き取ったのであった。「次の議会にて報告させていただく」という執行部からの言葉に、村の株式会社うぶやまへの危機感がどれほどのものなのかが伺えた。

次の議会とは、9月定例会のことであるが、9月定例会において、その報告は一切なされなかったのであった。



平成29年度産山村各会計決算審査実施

村のお金の使い方

8月24日から同月29日までの期間で、平成29年度産山村一般会計及び各特別会計（8会計）の決算審査が、村監査委員2名により実施されました。

監査の着眼点は、村の予算編成に伴う執行収入及び支出、徴収事務、財政運営、財産の管理などを主眼として審査されました。審査の結果については、監査委員の意見書添付の総論を掲載させていただきます（「監査委員意見書添付、総論」より）。

総論

『平成29年度決算監査において、予算の執行、歳入歳出事務の処理等において不適切な

事務処理が多く見られ、指摘させていただいた。（中略）

ここ数年前から財務、条例、関係法令を軽視している姿勢が見受けられる。予算編成、執行、条例規定も順守せず、その場、個人の解積で処理している体制である。経済建設課において、明許繰越の報告漏れ、水道会計補正内容（事業変更に伴う予算計上）誤り、事業費の概算払未請求に伴う金融機関借入金の利息問題、また決算書においては予算額、調定額、収入済額（災害復旧費負担金等）が連動していることの意味。教育委員会においては村条例を無視した工事請負契約議案上程（事件撤回請求）、児童福祉法施行事務指導監査に伴う条例改正の遅滞、健康福祉課においては、議決要件である条例無視、権限を逸脱した「報償費支払い内規制定（課独断の支払い命令）」など行政事務にはあってはならない事態が多く発生していることに非常に危惧するものである。

そして指摘された事項に対しての責任感、重さを理解してないように思えてならない。ただ単に「数字の記載ミス、勘違い」などで処理されている。（中略）

このような管理職員の姿勢は、後進の育成に影響必至となる。厳しい提言をするが、「予算の重要性」、つ

まり予算は行政の設計書ということを認識し、地方財政法、村条例及び関係法令を厳守し、予算編成、事業を適正に執行するためにも管理職職員はじめ職員の方は今一度、地方自治体、地方公務員とは何か、全体の奉仕者であることを再認識（自覚）し、各種関係法令を遵守し自己研磨・向上に努めると同時に、管理職職員は後進の育成にも務めること、責任があることを強く申し添えて、審査意見の総論を述べさせていただきました。』

この監査委員意見書総論については、議会における執行部の監視機能としての役割が十分に機能していないという意見ともとれるものである。このことについて議会議員は甘んじることなく反省し、議会研磨に務めなければならぬと痛感させられた厳しい意見であった。



平成30年度 第10回（9月）定例会の会期日程

9月定例会が7日から12日までの6日間開催されました。

全会一致で可決した議案一覧

認定第2号	平成29年度産山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	議案第71号	平成30年度産山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
認定第3号	平成29年度産山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	議案第72号	平成30年度産山村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
認定第5号	平成29年度産山村診療所特別会計歳入歳出決算認定について	議案第73号	平成30年度産山村診療所特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について
認定第6号	平成29年度産山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	議案第74号	平成30年度産山村介護保険特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
認定第7号	平成29年度産山村風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について	議案第75号	平成30年度産山村風力発電事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
認定第8号	平成29年度産山村花の温泉館事業特別会計歳入歳出決算認定について	議案第76号	平成30年度産山村花の温泉館事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
事件訂正請求書	事件の訂正請求書[議案第74号平成30年度産山村介護保険特別会計歳入歳出補正予算(第1号)]について	議案第77号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
議案第69号	平成30年度産山村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)について	議案第80号	産山村診療所医師住宅管理条例の一部を改正する条例について
議案第70号	平成30年度産山村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について		

上程議案のうち全会一致で可決にならなかった議案の採決表

採決結果は表のとおりです。		白石	西村	井	志賀	本郷	渡辺	西澤	山本
認定第1号	平成29年度産山村一般会計歳入歳出決算認定について	●	●	●	●	●	○	●	-
認定第4号	平成29年度産山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	●	●	●	●	●	○	●	-
議案第78号	産山村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	○	○	○	○	○	●	○	-
議案第79号	産山村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	○	●	○	○	○	●	○	-

どうして意見が分かれたの？



平成29年度産山村一般会計他、特別会計（7会計）の決算認定議案と、先に実施された監査委員の審査意見書と併せて上程された。まず、議会全員協議会にて執行部から決算内容についての詳細な説明がされた。

そして、11日には村代表監査委員が議会に出席し、平成29年度監査結果についての意見や内容報告があった。

決算認定の審議結果は、認定第1号の平成29年度産山村一般会計決算と認定第4号の平成29年度産山村簡易水道事業特別会計決算の2議案が不認定となった。

平成29年度産山村各会計決算認定について



賛成



反対



討論

どうして意見が分かれたの？

認定第1号

平成29年度産山村一般会計歳出決算認定について

反対

・特に問題視されたのは災害復旧事業費（補助事業）の概算払い未請求による資金不足が生じ、村からの一時立替払い、これに伴う金融機関からの借入金による利息支払金の損害を村に与えたことや、その場その時の個人解釈の結果、村条例に違反、無視した財務事務、予算執行していることや、監査指摘にもあるように、震災関連事業等において年度内完了されていないにも関わらず、年度内決算が行われていた（支払い済み）。これらのことから認定することができない。

賛成

賛成討論はありませんでした。



認定第4号

平成29年度産山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

反対

・事業変更に伴う補正予算計上の誤りや、平成29年度末に増額補正したにもかかわらず、さらに専決処分で増額補正したが、決算では570万円の余剰金（不用残額）が出る結果となった。予算編成、執行が的確に執行されていない。

賛成

賛成討論はありませんでした。

今回の認定第1号・第4号の不認定について、議会としては、結果だけで判断していいのではない。先に記載されている監査委員の意見書総論にもあるように、過去にも同じ内容の事務誤りが何度もあったにもかかわらず、条例違反、無視していること、予算編成、財政事務の処理手続きの途中経過において、自身で不適切であることに気づかず、また、注意、指摘喚起する管理職職員が誰もいない。数年間までの執行部は少なからずともこのような事態は起きていなかった。

つまり、組織の統制能力が機能していない、このことに重点を置いているのである。

この不認定の審議内容について、議員からは先の監査委員の意見書総論と同様な指摘、意見がなされた。今回の決算不認定だけでみれば、平成28年度決算不認定に続き2回目の不認定となったのである。

条例順守した管理、執行を!!

医師住宅適正な利用を

9月10日の全員協議会の中で、議員から各施設、ほうれん草学校、産山村お試し滞在住宅等の施設の利用状況及び事業目的に沿って正しく利用されているかという質疑があった。

執行部からは、ほうれん草学校においては、新規就農者以外の企業団体が利用、産山村お試し滞在住宅については、条件付きで地域おこし協力隊が利用とのこと、当初説明された事業目的とは違う主旨の利用であった。

様々な事情があるにせよ、事業実施段階においては議会に対して事前説明がされたが、事業目的外の利用の場合には何も説明されない。

議会側が問うと「説明が抜けておりまし

た」との答弁。目的外の利用の場合にも、その旨説明すべきである。用途変更の利用も執行部局の解釈だけで済まされるような姿勢は、行政としての透明性が欠落している。このような事例が今まで幾度となく繰り返され、その都度議会側が、事業説明や変更事業についての説明を求めてきた。



産山村就農研修施設の現状（9月）

本年3月定例会において、医師住宅条例が改正されたが、この医

師住宅についても利用状況を尋ねたところ、4月から教育長が入居しているとの答弁であった。

しかし、3月の定例会時点では、執行部からの教育長入居の説明はなく、住宅家賃の改正の説明だけであった。

このことについて議会が問うと、「役場職員が現在居住（平成30年3月時点）している住宅が、その職員の所得条件では居住できないため（平成30年4月から）、教育長が居住していた住宅へ転居、教育長は医師住宅に転居、家賃は15,000円」との答弁。

この答弁に対し議会からは、前述の役場職員は所得制限で転居しているのに、教育長は15,000円の家賃である。この考えそのものが第三者から見

ても理解できないのではないか。まして医師住宅条例では、「第3条第2項」において「村長は、この規定により入居者（医師）がい

ない場合には、この規定による入居に支障を来すことがない範囲内において、これら以外の者（医師以外の者）でも入居させることができる。」また、「同条例第14条第1項」には「第3条2項により入居した者（医師以外の者）は、この規定は適用しない（つまり15,000円の家賃は適用しないということ）。

この場合において、住宅の維持管理及び家賃及び敷金等については、別に定める産山村住宅管理条例の規定を準用する。」と定められているにもかかわらず、家賃は算定されていない。「一般職員の場合

には所得条件を算定しているのに教育行政の最高責任者である教育長には、所得条件を算定せずに15,000円をそのまま適用。以

前の家賃は約4万円前後、どう見ても『公平・透明性』に欠くものである。村民に対してどう説明するのか、「村営住宅（片俣住宅）の家賃は1か月35,000円であり、住宅入居者、村民の目線から見た場合、到底理解し難いことではないか」と指摘する声が上がリ、質疑、審議することとなった。

審議において、議員から「管理職（執行部長）としての判断は、権限逸脱した行為とも取られかねない」、「役場内部だけでしか通用しない説明である」と厳しい意見が出た。

どうして意見が分かれたの？

追加議案第78、79、80号 上程される

審議の結果、執行部より追加議案として、議案第78号産山村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について（2カ月10分の1減給）、議案第79号産山村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について（1カ月10分の1減給）そして議案第80号産山村診療所医師住宅管理条例の一部を改正する条例についての3議案が提案された。

追加議案の提案理由として、議案第80号は条例不備に伴う改正条例、議案第78号、議案第79号は、教育長の医師住宅入居に際し、家賃算定において不適切な処理で入居をさせたことに対して、村民の皆様へのお詫びと責任を取らせていただくという理由であった。

議会としては、この村長の提案理由を尊重し可決した。



医師住宅



おとし滞在住宅

どうして意見が分かれたの？

賛成



討論



反対

議案第78号

産山村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

賛成

・村長の意思を尊重し賛成。

・処理が不十分であり、村長は責任を負う立場にあるので賛成。

反対

・3月定例会時に議決した1人として責任を感じるため、反対。

議案第79号

産山村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

賛成

・教育長の意思を尊重し賛成。

反対

反対討論はありませんでした。



補正予算についてお知らせ！

補正予算編成、担当課長は職責遂行を！

定例会において、またもや事件訂正請求がされた。訂正内容は、上程された補正予算の増額歳入に伴う歳出の財源充当内訳に誤りがあったからだ。

事件訂正後、補正予算は可決したが、議会から担当課長は予算の編成（作成）はどのようにしているのか、通常担当課長がチェックして気づくべきこと、気づかなければならないことを違う部局（課）、それも議会の事務局が気づいたということは、先の監査委員の意見書で指摘された事例が起こったということではないか、などの厳しい意見が出た。

このことに対して、議会閉会の議長挨拶の中で、議長が「平成29年度の各会計の決算審査については、代表監査委員の報告にあった言葉の意味、重さを十分に理解し、自己反省と研磨、向上に努めていただくよう強くお願いする」と述べた。

まさに、会期中に監査委員が述べた意見書や指摘事項などを管理職職員がどう受け止めるかにより、今後の産山村、これから育てなければならぬ職員、後進の育成にも大きく影響してくるのではないかと感じた。

補正予算の主なもの

平成30年度 一般会計補正予算（第5号）

■主な歳入

- ・災害復旧費国庫負担金 3,769,000円
- ・特別会計からの繰入金（平成29年度決算余剰金） 17,609,000円
- ・基金繰入金（平成29年度決算余剰金） 21,471,000円
- ・繰越金（平成29年度決算余剰金） 34,871,000円
- ・災害復旧事業債（起債） 10,800,000円

■主な歳出

- ・老人福祉費（高齢者支援センター修繕費等） 1,128,000円
- ・農業費（担い手対策関係） 4,240,000円
- ・住宅費（住宅管理、建設費関係） 1,959,000円
- ・義務教育学校費（スクールバス、給食センター関係） 1,500,000円
- ・公共土木災害復旧費（現年度分） 9,460,000円

平成30年度 国民健康保険特別会計

■主な歳入

- ・国民健康保険税 2,311,000円
- ・繰越金（平成29年度決算余剰金） 17,364,000円

■主な歳出

- ・保険給付費 10,000円
 - ・基金積立金 4,990,000円
 - ・諸支出金 35,000円
- （過年度清算返還金） 000,000円

平成30年度 簡易水道事業特別会計

■主な歳入

- ・繰越金（平成29年度決算余剰金） 5,747,000円

■主な歳出

- ・総務管理費（一般会計へ繰出金分） 5,701,000円

平成30年度 介護保険特別会計

■主な歳入

- ・繰越金（平成29年度決算余剰金） 25,348,000円

■主な歳出

- ・諸支出金（過年度清算返還金） 11,289,000円
- （準備基金積立金） 2,299,000円

平成30年度 風力発電事業特別会計

■主な歳入

- ・繰越金（平成29年度決算余剰金） 8,727,000円

■主な歳出

- ・諸支出金（積立金） 9,427,000円





ここで豆知識

議会全員協議会とは

議会全員協議会とは、議長が主宰するもので、招集については、議長のみ判断だけでなく、議会運営委員会に諮ることも必要な場合があります。

また、町村長の依頼を受けて、議長が招集する場合があります（平成20年地方自治法改正により、「議案の審査（説明）又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として法律上明確に位置付けられています）。

【その具体例として】

○議会独自の協議又は意見調整の場合

議会自体の行事や運営・活動について協議、又は意見調整をするために開催される。この場合には町村長の出席は要しない。議会は、合議体の期間として閉会中も多様な対応が求められており、そのための打ち合わせや意見調整の場として全員協議会が開かれる。

○本会議の審議に伴う協議又は意見調整の場合

本会議（定例、臨時会）の審議の過程で、必要に応じて、議会を休憩して話し合いをする場

合である。それには、議員相互の意見を調整する場合と、執行部と議会側の意見の調整を図る場合、そして、この両者を合わせたような場合がある。

○町村長による事前説明

目的は、議会に提案予定の案件についての事前説明を行う場合もあれば、村の行財政運営上の重要問題や課題、企業誘致や開発行政に関連した対外折衝関連事項等について意見を求める場合もある。

議員にとって、行政内容あるいは提出議案について、さらに理解を深める機会にもなっているが、あくまでも内容説明である（本会議と同様の実質審議とはならない）。

現在、本会議の上程議案については、平成27年度から事前配布となっている（阿蘇郡内市町村においては以前から事前配布となっていました。当日議案を配布され全員協議会で内容説明を受けても、その内容の検討（事前検討）が一切できないまま議員は議会に臨むことになるからです）。

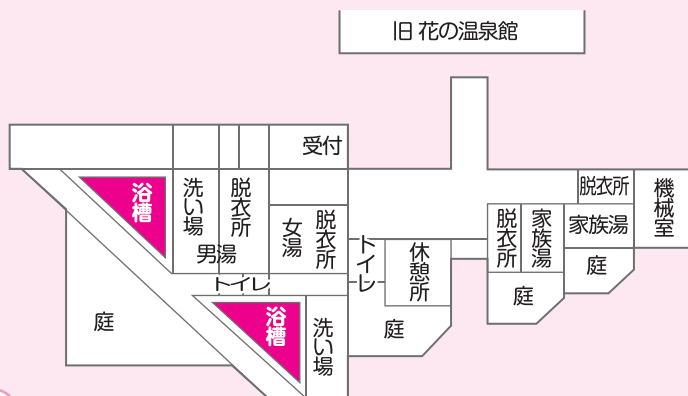
気になるあのこと！

花の温泉館・・・その後！

9月定例会時に全員協議会が開催され、継続審議中の花の温泉館の改修計画素案が提出された。

花の温泉館改修については、昨年9月の定例会において村長が休館を明言し、12月定例会で改修に伴う予算計上がされるものと推察していたが、何ら示されず、その後協議もなく1月臨時会で計画案が提出された。議会は2～3月の間、執行部とともに再三にわたり慎重に協議し、6月に基本計画設計案が決定した。

今回提示された設計案は、6月に決定した前設計案と大きく異なり、既存の家族湯を活用することであった。やはりランニングコスト（設備や装置などを維持していくための経費や消耗品費）を年単位で考察すると非常に厳しいと考える（財源的に）。事業費は前回より安く抑えているが、新たな施設の浴槽の形状は三角形で、村民の温泉施設に要求するものや利便さを考慮していない計画であった。そのため議会としては、村民の立場に沿った福利・厚生観点から総合的に設計を見直すよう求めた。



今回の議員研修の目的は、世界農業遺産認定後の活動についてであった。その2年前に世界11の認定のうち日本では、佐渡の朱鷺の里と千枚田などの能登の里山、里海の2箇所が初めて認定され、能登町が行政視察研修を受け入れてくれた。

能登町では、奥能登伝統の農耕儀礼「あえのこと」の体験プログラムの推進、久田(きゅうでん)和紙の普及育成、のとキリシマツツジの保護などの世界農業遺産取り組みをしていたが、大きな役割を果たしていたのが農家民宿群「春蘭の里」の設立支援であった。春蘭の里実行委員会には、47戸の農家民宿が登録され、1日300人近く受け入れができ、28年には1万2000人程が宿泊している。事業継続について3点私なりに感じた。先ず人材の育成である。代表の多田喜一郎氏は、大きなリーダーシップを発揮されている。

世代を越えた継続性の大切さを感じた。一つ目が、県・町の行政の支援活動の継続である。行政の支援は最初に補助金を出して終わりというのが多い。廃校した宮地小学校を体験交流型宿泊所「こぶし」として復活、「寄り道パーキング春蘭の里」開設、県も景観維持重点地区第1号にするなど支援の継続がなされている。支援継続には市町村が県との連携を密にすることが大事であると思う。

最後に、最も大事なのが参加農家の満足喜びである。若者移住もあるが、こども農家の高齢化は進んでいる。

産山では、小さな拠点事業としてコミュニティプラザが検討されている。これに今回感じたことを、伝え活かしていきたい。

総務文教厚生常任委員長

志賀 英昭



事務局長 多田喜一郎氏

世界農業遺産(GIAH S(ジマス))に日本で初めて認定された「能登の里山里海(4市4町)」の石川県能登町への行政視察研修を行なった。能登町は平成17年に3町村合併で誕生し、人口約17,000人。議会の概要によると定数14名(平成23年18名から4名削減)、平成26年、議会基本条例を制定し通年議会制を適用している。能登町議会との意見交換会の中で、産山村議会広報の紙面記事について質問があった。村のホームページに議会広報が公開されているからであり、改めて公開の意義を確認した次第である。

能登町は平成23年に認定されたが、中心となったの

が平成8年に結成された地域おこし団体「春蘭の里実行委員会」の活動で、農家民宿から始まり、平成18年には閉校の小学校を体験交流型の簡易宿泊型施設として整備し、NPO法人を立ち上げ、全室オーナー制度を取り入れ運営している。研修事項は『世界農業遺産認定後の取り組みについて』であるが、奥能登伝統の農耕儀礼「あえのこと」体験を2ヶ月間から通年実施に変更、「のとキリシマツツジ」の保護活動も別のNPO法人を立ち上げ、日本一のキリシマツツジ園を目指し始動、江戸時代から続く「久田(きゅうでん)和紙」を原料のコウゾから植栽し次の世代へ継承し体験講座を開始等、取り組みも進化している。春蘭の里実行委員会事務局の多田喜一郎氏の強烈な個性と行動力が地域を引張り行政との接点も引き出していると感じる。



民泊料理

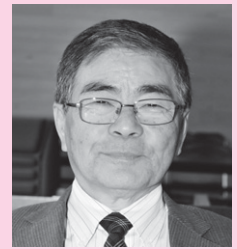


旧小学校を利用した宿泊施設

多田氏の「春蘭の宿」での食事は、地元食材を奥さんが調理し地域に伝わる器に盛り付けてあり、美味しく頂いたが、その地域の食材をその地域に伝わる料理として提供することが心からの「おもてなし」であることを実感した。

経済建設常任委員長
渡辺 裕文

一般質問 ※要約しています



本郷 水城 議員

●保育料無償化について

《本郷 水城 議員》

政府は来年、世帯年収を問わず3歳児から5歳児の保育料を無償化する計画である。

保育園児の減少で将来的には不安な状況であるが、今後の保育園事業をどのように検討しているのか伺う。

《市原 正文 村長》

村の保育料において、保育園条例及び費用徴収条例等により実施している。人口減少と少子高齢化の中で、子育て支援は必要な政策だ。国の動向も見極めながら、検討していく。

《本郷 水城 議員》

少子化対策として保育園児すべての保育料無償化を検討する考えはあるか。

《市原 正文 村長》

現在第二子は2分の1、第三子は負担ゼロ。今後、無償化も含めて検討していく。



●風力発電について ●水道会計について

《本郷 水城 議員》

台風による風力発電の事故が発生している。村の風力発電も建設後20年目を迎えるが、どのように検討しているのか。

また、簡易水道事業についても平成28年度の監査意見でも述べて

いるが、どのように検討したか伺う。

《市原 正文 村長》

風力発電は、平成13年度に設置、平成33年に耐用年数を迎える。十分検討していく。

水道給水管は、経年劣化しており、今後、基本計画を新たに見直しながら、補助事業等も含めて検討する。

《総務課長》

条件のいい補助事業もない状況で、更新については非常に頭を痛めている。検討を重ねていきたい。

《本郷 水城 議員》

花の温泉館事業、小さな拠点整備事業等、多くの課題を抱えている。早急に方向性を示せ。



渡辺 裕文 議員

●災害後の進捗状況について

《渡辺 裕文 議員》

平成28年の熊本地震から豪雨災害の復旧状況の件数、発注数、完了、未完了、未発注について伺う。

《市原 正文 村長》

災害復旧の進捗状況について、現状は、公共土木災害72件、事業費で3億3,493万3,000円の被害中70件が発注済みで53件が完了している。農地及び農業用施設災害は、89件、事業費で3億5,368万9,000円、89件、全て発注済み、64件が完了。被災者農業向け経営体育成支援

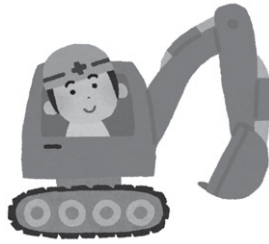
事業148件、事業費3億5,361万5,000円、130件が完了。

《経済建設課長》

復興基金事業については、最終年度が平成32年までとなっている。今後、加速させる。

《教育委員会事務局長》

自治集会所4件完了、コミュニティ施設は9件完了、1件施工中。



●医師住宅について

《渡辺 裕文 議員》

ある住宅の家賃が1万5,000円であり、そのことはもう多くの村民が知っていると言われた。定例会で条例改正をし、医師住宅を

一般の人が入る場合は1万5,000円と。

《山本 慶剛 議長》

質問内容の趣旨が理解できないので、具体的な説明をお願いする。

《渡辺 裕文 議員》

医師住宅を一般の人にも入居できるように条例改正をした。3月の定例会で1万5,000円。その住宅の入居者が、住宅を移動したことで前の住宅よりも安い1万5,000円という家賃で入っている。本当か。

《市原 正文 村長》

医師住宅の使用については1万5,000円。優遇したとか、そういうことではない。

《渡辺 裕文 議員》

一般常識からいって、ほかの住宅と比べてやっぱ1万5,000円というのは金額的にはおかしい。村民から「おかしい」と言わ

れた。私以外にも言う人が出てくる。

《市原 正文 村長》

対応については議会と十分協議して、村民が納得できるような形にしていきたい。

《渡辺 裕文 議員》

議会も村民の付託に答えなければいけない。村長もはっきりさせなければならぬ。



井 文紀 議員

●農作物の被害について

《井文紀 議員》

農作物に大きな被害をもたらしているイノシシ等の鳥獣害対策として、集落協定による各農家への電気柵設置助成が行われるなど、

被害防止策が講じられている。国も、平成29年度補正予算にて、中山間地域所得向上支援事業に取り組んでいる。

《市原 正文 村長》

そこで鳥対策について、過去の全協でサギの駆除に対する報奨金の創設について、一度は執行部から提案があったが、その後の対応や経過について全く報告がなされていない。鳥被害対策について、村はどのような考えを持っているのか。

《市原 正文 村長》

鳥獣被害対策実施隊を編成して、捕獲等を行っている。昨年の捕獲状況は、イノシシ304頭、シカ58頭、サギ2羽。

《経済建設課長》

カラスとサギについては被害が徐々に多くなってきた。何らかの対策を、駆除隊と検討したい。

《井文紀 議員》

以前の全協でサギの駆除のため、1羽5,000円で、20羽10万円の予算が欲しいという提案が議会に上がった。議会側は反対していなかったが、執行部からはその後何の報告もない。

《経済建設課長》

サギ1羽当たり3,000円、カラスが1,000円ということ、実施隊の方で検討している。

●委員会の活用について

《井文紀 議員》

委員会のあり方についてどのような考えを持っているのか何う。

《市原 正文 村長》

全体的に、全員で相



談するというのが多かった。今後、委員会なり、また全員協議会を含めて議会と協議をしていきたい。

《井文紀 議員》

議会は広報誌を発行しており、まだ2号しか出していないが、創刊号に関しては議会が3月末までかかり、大型連休などが挟まったために日中夜、広報作成にかかった。2号に関しては、委員会を18回開催した。やはり、常任委員会など通して意見を集約しながらまとめていかなければ、先に進まないことも結構あるのではないかと。常任委員会での協力も十分に考慮しながら前に進めていただきたい。



志賀 英昭 議員

●財務管理について

《志賀 英昭 議員》

代表監査委員から、今回の決算認定についての指摘事項の中で、村条例を無視した工事請負契約議案上程等、その原因はどこにあるのか。

《市原 正文 村長》

関係法令の遵守、公務員とは何かを指導していききたい。事務処理上も大変ミスが多く、私自身も責任を感じている。

《志賀 英昭 議員》

平成29年度水道会計補正予算は、否決後、3月30日に臨時会を開催したが、臨時会も必要だったのではないかと。

《総務課長》

予算の考え方、会計事務の基本を学ばせていかなければならない。



《志賀 英昭 議員》

危機管理マニュアルが議員にも配布された。見直しの検討をお願いしたい。

《市原 正文 村長》

きめ細かに対応できるように今後やっていきたい。

《志賀 英昭 議員》

村長は地域の自助・共助・公助という中で、自主防災組織を作りたい意識があるのか。

《市原 正文 村長》

自主防災組織については、地域の協力が必要なもので、総務課のほうで進めている。

《志賀 英昭 議員》

宅地災害復旧事業が進んでいない。経過を村民に知らせる事が必要なのではないか。

《経済建設課長》

宅地災害復旧は、3年間で終わるので、今まで以上に進める。



●医師住宅について

《志賀 英昭 議員》

医師住宅の件で、教育長が入居した。法的な責任はないが、道義的責任があるのではないかと。

《市原 正文 村長》

諸事情があり、無理に教育長にお願いした。

《志賀 英昭 議員》

高給取りといわれる教育長、道義的に何らかの形があるのではないかと。

いか。

●花の温泉館について

《志賀 英昭 議員》

花の温泉館事業が進んでいない。昨年9月に、村長は速やかに新たな場所に作り、12月議会に上程したいという意見を述べたが、本年1月4日から休館状態が続いている。今後どのように進めるのか。

《市原 正文 村長》

花の温泉館については、1月4日から閉館している。赤字を解消することが難しい状況かと思う。議会でも設置することには理解をいただいている。地元と協議をし、大きくない、経費のかからない形で温泉館の設置をしていきたい。

《志賀 英昭 議員》

しっかりと検討していただきたい。

緊急質問



西澤 正
議員

●花の温泉館について

《西澤正 議員》

村長の答弁を聞き、議会にも責任があるかのような話である。当初、2億何千万円の建物から話し合い、3月にコンパクトで経費のかからない建物の案が出され一定の合意を得た。また、地元の関係者にも実際の建物の大きさを示したという話を聞いた。しかし、今回は閉鎖した家族風呂を活用した三角形の湯船を造る変更計画となっているが、なぜ地元

説明した図面を新たに変更したのか。

《市原正文 村長》

3月、議会から話があり、経費のわからない建物、金額もある程度の上限で、図面を描いた。当初、2億円を超す案で議会と協議の中、経費・運営費のわからない設計で、方法を検討した。

《企画振興課長》

駐車場に新館を造るということで、提案した。建設費が6,000万円の目標を掲げた。家族湯から離れた場所に造るよりも、家族湯に隣接して、配管等を短くしてコストを安くする。

《西澤正 議員》

設計を変更するといふ協議はされていない。これは完全に議会無視である。



●医師住宅について

《西澤正 議員》

3月の定例会の提案理由で、住宅の有効活用で1万5,000円となった。教育長が入居するというのは、いつ決まったのか。教育長は4月から入ったと聞いた。条例改正は3月で、条例改正する時点で入居することは決まっていたのではないか。そういう説明を受けていない。

《市原正文 村長》

年度末の3月だったと思う。

《西澤正 議員》

経済建設課長に尋ねる。住宅料の算定はいつ行なったか。

《経済建設課長》

住宅料の算定は、6月である。

《西澤正 議員》

今までの説明とは全然内容が違う。これは

出来レースと思われるも仕方ない。



白石 巖
議員

●医師住宅について

《白石巖 議員》

医師住宅について緊急質問する。3月の定例会で医師住宅条例の一部を改正する条例に関して、村長の意見を踏まえて、医師住宅を賃1カ月1万5,000円改正に賛成したが、その直後に教育行政のトップが医師住宅へ入居したことや、議会への説明・報告がなかったという問題、医師が見つかるまでの一時的な入居のことだが、見つからなければ期限が無い状態である。

また、住宅家賃に関しては、全協でも説明したが、村営住宅は約3万5,000円。村民の方からは、苦言が多かった。説明を求める。

《市原正文 村長》

期限については現在住宅整備する予定であり、短期間ということでも本人にも了解を取っている。また、村民の方の目線から見れば確かに安い家賃の医師住宅へ教育長が入居するのかという疑問はあり、大変申し訳なく思う。今後については、的確な対処をしていく。

《白石巖 議員》

今後、十分反省し、対応すべき問題である。



熊本県町村議会議員研修会

10月4日、嘉島町公民館において、熊本県町村議会議長会主催による議会議員研修会に参加しました。

講師には、株式会社いんどり（徳島県上勝町葉っぱビジネス）代表取締役社長、横石知二氏による「地方創生とまちづくり」と題しての講演があり、これからの地方の生き残り、村づくりに大変参考となる内容でした。

阿蘇郡市議員研修

10月9日、南小国町で阿蘇郡市議会議長会主催の議員研修会が開催され、講師に政治ジャーナリスト、泉 宏氏をお迎えし、「アベノミクス、改選、参院選—3選 安倍政権の課題と展望」と題しての講演がありました。泉 宏氏は、田中角栄内閣以来30数年以上永田町・霞が関を見続けてきた政治記者で、講演の内容からは、今後の政局、動向がうかがえる講話でした。

「議会だより」特別賞 受賞



この度、第14回熊本県町村議会広報コンクールにおいて、当議会広報誌が特別賞を受賞いたしました。

このコンクールは、熊本県内の議会広報誌を発行している町村議会が対象で、企画・文章力やレイアウト等を審査するものです。（審査員は、熊本日日新聞社NIE専門委員・熊本大学客員ほか2名）

11月13日に授賞式並びに研修会が開催され、授賞式では広報



委員会委員が出席、代表して委員長が表彰を受け、引き続き開催された研修会でのパネルディスカッションにおいては、パネリストとして出演しました。

今回の特別賞受賞は、産山村議会及び広報委員会にとって大変名誉で光栄なことであるとともに、賞の重さに身が引き締まる思いであります。

今後も議会及び広報活動において、更に努力してまいります。

— 編集後記 —

この度、議会だより第3号の発行が遅れましたことを心よりお詫び申し上げます。

今年も、全国各地で自然災害が発生しており、また、これまで経験したことのないような猛暑を記録しました。村民の皆様におかれましては、大変ご苦労、ご心労の多い年となったのではないかと推察いたします。

これから師走に入り寒さが身にしみる季節となりました。皆様にはくれぐれもご自愛いただき、ご多幸な新年を迎えられますようお祈り申し上げます。

井文紀



発行責任者 議長 山本慶剛
編集 広報特別委員会
発行 産山村議会
熊本県阿蘇郡産山村山鹿

48813

TEL 096712512635